



2023年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社 サックスバーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 木山 剛史  
(コード番号 9990 東証プライム)  
問合せ先 常務取締役管理部長 山田 陽  
TEL 03-3654-5315

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月27日に開催予定の第50期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 2023年5月10日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社は、2023年6月27日に開催予定の第50期定時株主総会での承認を条件として、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を可能とすることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行なうものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行にあたり、社外取締役以外の業務執行を行なわない取締役につきましても期待される役割を十分に発揮できるようにするため、これらの取締役との間でも責任限定契約を締結することができるように、同契約に関する規定の変更を行なうものであります。

(3) 上記の変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行なうものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年6月27日(予定)

以上

## 別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の員数) 第19条 <u>当社の取締役は15名以内とする。</u></p>	<p>(取締役の員数) 第19条 <u>当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員という。」）は5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第25条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長1名を選定し、また専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第33条 当社は<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第34条 当社は<u>監査等委員会を置く。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役の任期</u>)  <u>第36条</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>補欠監査役の選任決議の効力</u>)  <u>第37条</u>  <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役会の招集者</u>)  <u>第38条</u>  <u>監査役会は、各監査役が招集する。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)  <u>第39条</u>  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)  <u>第35条</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>
<p>(<u>常勤監査役</u>)  <u>第40条</u>  <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(<u>常勤監査等委員</u>)  <u>第36条</u>  <u>監査等委員は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の権限</u>)  <u>第41条</u>  <u>監査役会は、法令または定款の定める事項のほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。</u>  <u>2. 前項の決定は、監査役の権限の行使を妨げない。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役の報酬等</u>)  <u>第42条</u>  <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(<u>監査役会の決議</u>)  <u>第43条</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議</u>)  <u>第37条</u>  <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。</u></p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>)  <u>第44条</u>  <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)  <u>第38条</u>  <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)  <u>第45条</u>  <u>監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)  <u>第39条</u>  <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第46条</u>  <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第47条～第49条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>第50条（条文省略）</p> <p>（剰余金の配当等）</p> <p><u>第51条</u>  <u>当社の剰余金の配当（以下「配当金」という。）は、毎決算期における株主名簿に記載または記録された最終の株主もしくは登録株式質権者に支払う。</u></p> <p>第52条（条文省略）</p> <p>（配当金の除斥期間等）</p> <p><u>第53条</u>  <u>当社の配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>2. 未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第40条～第42条（現行どおり）</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第44条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当等）</p> <p><u>第45条</u>  <u>当社の剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に支払う。</u></p> <p>第46条（現行どおり）</p> <p>（配当金の除斥期間等）</p> <p><u>第47条</u>  <u>当社の期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>2. 未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1 当社は、第50期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第50期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第46条第2項の定めるところによる。</u></p>